

## おでかけ町長室実施要領

### 1 目 的

小さなコミュニティを大切に、町長が直接地域の会場におでかけして、町の行政についてお話を伺い、一緒に意見交換を行うことにより、住民にとって身近で親しみやすい開かれた行政の実現を目的とします。

### 2 開催要件

- (1) 参加対象者は、町内に在住、在勤、通学されている2人以上のグループとします。
- (2) 開催会場は町内の会場として、公会所などの会場を申込者が確保してください。町の公共施設の使用を希望される場合は、町側で調整します。
- (3) 申込者が確保した開催会場の借り上げ料については、予算の範囲内で町が費用を負担します。(上限あり)
- (4) 開催当日は申込者が会場設営及び進行を行い、開催時間は1時間30分以内とします。
- (5) 申込者において感染症予防対策を講じ、体調のすぐれない方は参加を見送ってください。

### 3 開催対象外

- (1) 特定の個人及び団体の利益等につながるおそれのあるもの
- (2) 特定の宗教、政党及び選挙の表現等を目的としたもの
- (3) 会食を伴うもの
- (4) その他町長が出席することが適当でないと判断されるもの

### 4 開催手続

- (1) 申込者は、原則として開催希望日の1週間前までに「おでかけ町長室申込書」に必要事項を記入のうえ、総合政策課企画創生係へ直接持参するか、郵送、FAX、電子メールにより提出してください。
- (2) 総合政策課企画創生係は、申込書を受け付けた後、実施の可否について決定のうえ、主催者へ連絡します。

### 附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行します。

### 附 則 (令和8年4月1日)

この要領は、令和8年4月1日から施行します。